参考様式第５－２号

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年3月13日 （第 2 回）
目標年度	令和16年度
市町村名 （市町村コード）	新潟市 （151009）
地域名 （地域内農業集落名）	南区 （新飯田地区） 上新田、新町、横町中町、下町砂原、古町、館、上中村、下中村、上吉上、下吉上 （庄瀬地区） 兎古川、真木新田、庄瀬第1、庄瀬第2、庄瀬第3、庄瀬第4、庄瀬第5、庄瀬第6、庄瀬第7、庄瀬上町、庄瀬下町、菱潟新田、菱潟一、菱潟二、鋳物師興野、蜘手興野、十二道島、次郎右エ門興野、上八枚、牛崎、飯島新田、沖新保、上道潟、下道潟 （茨曽根地区） 清水、上茨、下茨、丸潟、道潟、新村、庚、東萱場 （小林地区） 戸頭西、戸頭、田中、浦梨、和泉、鍋潟、下木山、上木山、蔵主、平潟新田、平潟、万年、櫛笥、鼠新田、田尾 （臼井地区） 戸石、上浦、下八枚、中小見、堀掛、中山、小蔵子、臼井、古川 （白根地区） 諏訪木、白根、蓑口、能登、七軒、鯵潟、十五間、神屋、小坂、保坂 （大郷地区） 上赤渋、下赤渋、上大郷、横垣、中大郷、犬帰新田、下大郷一、下大郷二、西酒屋、獺ケ通、下笠巻、中笠巻、上笠巻 （根岸地区） 根岸、北田中、高井興野、山崎興野、下山崎、上塩俵、松橋、中塩俵、下塩俵 （鷲巻地区） 引越、朝捲、西笠巻一、西笠巻二、、西笠巻新田一、西笠巻新田二、東笠巻新田一、東笠巻新田二、上鷲ノ木、中鷲ノ木一、中鷲ノ木二、下鷲ノ木一、下鷲ノ木二 （西白根地区） 白根1、白根上2、白根下2、白根3、白根4 （味方地区） 味方1、味方2、味方3、味方4、味方5、味方6、味方7、味方8 （七穂地区） 吉江、吉田新田、山王、大倉、居宿 （月潟地区） 大別當、月潟、西萱場、上曲通、下曲通、東長嶋、木滑、釣寄、釣寄新

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	6,487.3　ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	5,868.3　ha
②　田の面積	5,287.5　ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	580.7　ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	225.3　ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0　ha
（参考）区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	－ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	－ha
（備考）	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2） 地域農業の現状及び課題

当地域では、水稲だけでなく果物を主とする園芸作物や畜産などの生産をしている。全耕作面積の8割以上が水田であることから、土地利用型農業が主体である。基幹的農業従事者のうち65歳以上が67.8%と農業者の高齢化や離農が進んでいる。そのため水稲においては担い手の経営規模拡大が徐々に進み、経営耕地面積が大きい経営体の割合が年々増加している。コスト低減による効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、更なる農地の集積・集約化を図っていくことが課題となる。また、農業者の高齢化による離農や後継者不足、収入面や労働環境も課題となっている。

（3） 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

水稲については、担い手への更なる農地の集積・集約化や作業委託を進める。また、生産の組織化や機械施設の有効利用や品種構成の見直しによるリスク分散、ICTや直播栽培などの省力化技術の導入によるコスト低減を図ることで効率的な規模拡大と所得向上を目指す。また野菜、花き、果樹などを導入した複合経営による所得向上を図る。
園芸ではいちごやキュウリなどの施設園芸におけるハウスの導入や機械化を進めることで生産性の向上や、作業効率の向上を図る。
農家の高齢化が進み、農家戸数の減少がみられるとともに、不作付地の増加も進んでいることから、多面的機能支払交付金等を活用し、農家以外も含め地域の農地は地域で守ることを推進する。
将来の農地利用の在り方について、担い手への集積を進めると共に耕作者同士の話し合いを進め農地を交換することにより、農地の連担化の推進を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構への貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を図る。耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより、農地の連担化を推進する。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	72.9 %	将来の目標とする集積率	85.0 %

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

地域の担い手同士で農地を交換することにより、農地の連担化を図り、生産コスト縮減を目指す。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組

【上新田、新町、横町中町、下町砂原、古町、館、上中村、下中村、上吉上、下吉上集落】
果樹がさかんな地域であるため、水田については認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。様々な制度を活用し、担い手の育成及び地区内の全農用地の集積・集約化を図っていく。

【兎古川、真木新田、庄瀬第1、庄瀬第2、庄瀬第3、庄瀬第4、庄瀬第5、庄瀬第6、庄瀬第7、庄瀬上町、庄瀬下町、鋳物師興野、十二道島、次郎右エ門興野、上八枚、牛崎、飯島新田、沖新保、上道潟、下道潟集落】
地域の担い手である農地所有適格法人及び認定農業者を中心に、耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の集約・連担化を図る。

【菱潟新田、菱潟一、菱潟二集落】
地域の担い手である農地所有適格法人及び認定農業者を中心に、耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の更なる集約・連担化を図る。

【蜘手興野集落】
地域の担い手を中心に、地区内の農業者及び隣接地区の農業者で担っていく。耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の更なる集約・連担化を図る。

【清水、上茨、下茨、丸潟、道潟、新村、庚、東萱場集落】
果樹がさかんな地域であるため、水田については認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。様々な制度を活用し、担い手の育成及び地区内の全農用地の集積・集約化を図っていく。

【戸頭西、戸頭、浦梨、和泉、鍋潟、下木山、上木山、蔵主、平潟新田、平潟、万年、櫛笥、鼠新田、田尾集落】
地域の担い手である農地所有適格法人及び認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。

【田中集落】
地域の担い手を中心に、地区内の農業者及び隣接地区の農業者で担っていく。

【戸石、上浦、下八枚、中小見、堀掛、中山、小蔵子、臼井、古川集落】
　既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、様々な制度を活用し、地区内の集積・集約化を図っていく。

【諏訪木、白根、蓑口、能登、七軒、鯵潟、十五間、神屋、小坂、保坂集落】
　地域の担い手である認定農業者及び隣接集落の農家を中心に、農地の集約化を図る。また、様々な制度の活用を図る。

【上赤渋、下赤渋、上大郷、横垣、中大郷、犬帰新田、下大郷一、下大郷二、西酒屋、獺ケ通、下笠巻、中笠巻、上笠巻集落】
　果樹がさかんな地域のため、水田については既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、様々な制度を活用し、地区内の農地の集積・集約化を図っていく。

【根岸、北田中、高井興野、山崎興野、下山崎、上塩俵、松橋、中塩俵、下塩俵集落】
　地域の担い手である農地所有適格法人及び認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。また、新たな集落営農組織や農地所有適格法人の立ち上げや、圃場整備事業などの活用を検討する。

【引越集落】
　集落営農組織の立ち上げ、圃場整備事業などを活用し、更なる集積・集約化を図る。

【朝捲集落】
　地域の担い手である認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。

【西笠巻一、西笠巻二、、西笠巻新田一、西笠巻新田二集落】
　地域の担い手である認定農業者及び隣接集落の農家を中心に、農地の集約化を図る。また、様々な制度の活用を図る。

【東笠巻新田一、東笠巻新田二集落】
　地域の担い手である認定農業者及び隣接集落の農家を中心に、耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の連坦化を図る。また、入り作者も多いため、様々な制度を活用し、更なる集積・集約化を図る。

【上鷲ノ木、中鷲ノ木一、中鷲ノ木二、下鷲ノ木一、下鷲ノ木二集落】
　地域の担い手である認定農業者及び隣接集落の農家を中心に、耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の連坦化を図る。また、入り作者も多いため、様々な制度を活用し、更なる集積・集約化を図る。

【白根1、白根上2、白根下2、白根3、白根4集落】
　地域の担い手である農地所有適格法人及び認定農業者等を中心に、様々な制度を活用しながら、農地の集積・集約化を図っていく。

【味方1、味方2、味方3、味方4、味方5、味方6、味方7、味方8集落】
　地域の担い手である農地所有適格法人を中心に、様々な制度を活用しながら、農地の集積・集約化を図っていく。

【味方字2～9号地区】
　地域の担い手である農地所有適格法人や認定農業者を中心に、農地中間管理事業の取組を進め、様々な制度を活用しながら、更なる農地の集積・集約化を図る。

【吉江集落】
　地域の担い手である農地所有適格法人及び認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。また、様々な制度を活用し、更なる集積・集約化を図る。

【吉田新田、山王集落】
　地域の担い手である認定農業者及び近隣の農地所有適格法人を中心に、地区内の農業者で担っていく。入り作者も多いため、様々な制度を活用し、更なる集積・集約化を図る。

【大倉、居宿集落】
　地域の担い手である農地所有適格法人を中心に、様々な制度を活用しながら、農地の集積・集約化を図っていく。

【大別當、月潟、西萱場、上曲通、下曲通、東長嶋、木滑、釣寄、釣寄新集落】
　圃場整備事業などを活用し、地域の担い手である農地所有適格法人や認定農業者を中心に地区内の農業者で担っていく。また、様々な制度を活用し、更なる集積・集約化を図る。

（2）農地中間管理機構の活用方法

　効率的な農地利用を進めるため、農地の出し手と受け手に様々な制度を説明し、農地中間管理機構の活用を図る。また、機構集積協力金等を活用し、農地の受け手である担い手を確保・育成する。

（3）基盤整備事業への取組

　農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農地の大区画化・水田の汎用化などの基盤整備を実施するとともに、担い手のニーズに沿ったきめ細やかな耕作条件の改善を図るため、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水、老朽化した農業水利施設等の整備を進める。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組

　関係機関と連携し、相談体制を強化するとともに、円滑な農地の確保に向け、農地のあっせん及び貸借の推進、栽培技術・知識の習得支援、営農継続環境の整備等の取組を展開する。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）									
□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	☑	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

⑤果樹農家や法人への就業支援、果樹での新規就農支援、樹園地の円滑な引継・受委託を進め、産地の存続を図る。

⑦農家の高齢化が進み、農家戸数の減少がみられるとともに、不作付地の増加も進んでいることから、多面的機能支払交付金等を活用し、農家以外も含め地域の農地は地域で守ることを推進する。

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和　　年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

別　紙　参　照

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5　農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名（氏名・名称）	作業内容	対象品目

6　目標地図（別添のとおり）